

地域社会の關係構造と段階的特質

渡 辺 尚 志

はじめに

近世史研究にあつては、これまでさまざまなかたちで地域の問題が扱われ、地域論の盛行は現在も続いている。⁽¹⁾ として、研究成果は着実に蓄積されつつあるが、今日においてもなお以下の点に課題を残していると考へる。

第一に、扱う時代が近世に限定されることが多く、中世・近代にまで踏み込んで一貫した歴史像を描き出すに至っていないことである。第二に、個別経営・村・村々・領主・国家の全体を視野に入れて地域論を組み立てるといふ課題がある。そこでは、吉田伸之氏の言うところの、⁽²⁾ 社会的権力・「日用」的要素・小農共同体（村々連合）の三者によって構造化されたものとしての地域の像を具体的にどう描くかという点も合わせて問題とならう。

本稿は、以上の点を意識して、「地域社会の關係構造と段階的特質」と題している。關係構造とは、個別経営・村・組合村・領主・国家など地域に関わる諸要素の相互關係の構造の謂であり、段階的特質とは中世から近代に至る

図1 王水樋組合絵図

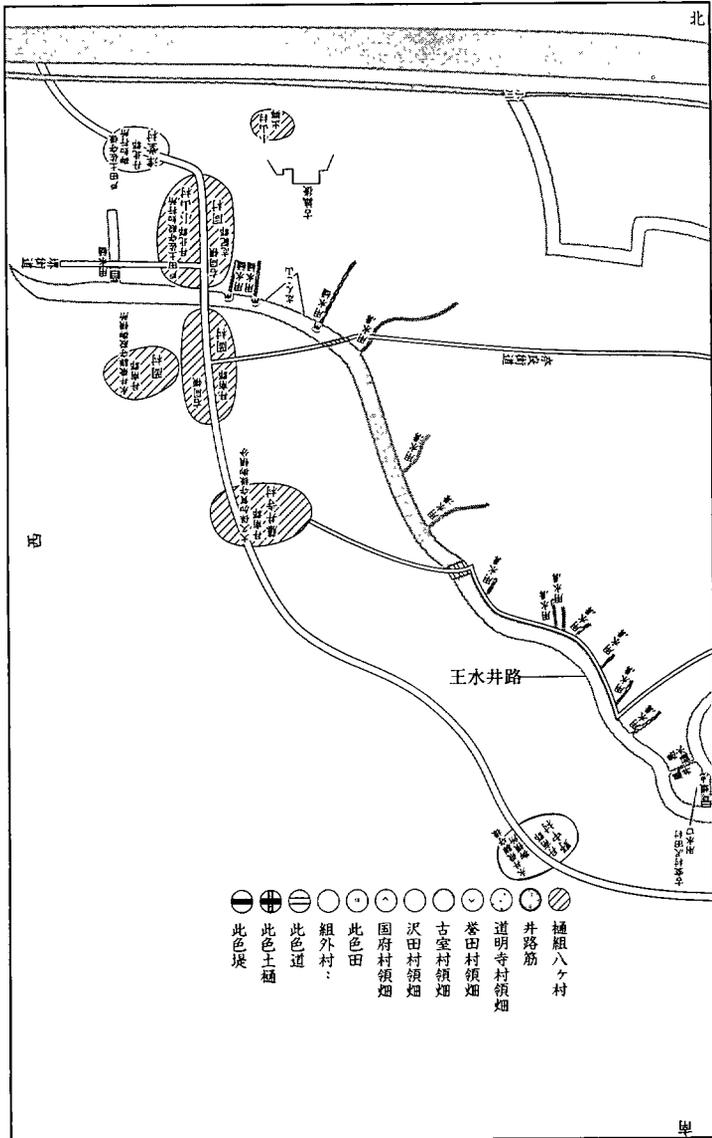


表1 王水樋組合村々一覧

村名	郡名	村高(石)		樋水掛り高(石)
		1764年	1819年	
小山	志紀	979.289	979.289	714.7
	丹北	450.774	450.774	366.0
岡	丹南	674.000	739.042	250.0
藤井寺	丹南	500.000	513.493	150.0
誉田	古市	914.989	914.989	350.0
道明寺	志紀(社領)	199.138	174.500	59.94
古室	志紀(社領)	200.000	200.000	171.0
	志紀	110.304	110.304	95.0
林	志紀	423.025	423.025	310.78
沢田	志紀	497.856	497.852	350.0

【藤井寺市史】第十巻 史料編八上 673頁より転載。

過程での地域社会の近世的特質のことである。この両者を可能な限り明らかにすることが、本稿の課題である。

具体的な素材としては、河内国(現大阪府藤井寺市域を中心とする)の水利関係を取り上げる。水利の問題を選んだ理由は二つある。一つは、水利をめぐる地域的結合は近世に固有のものではなく、中世から近代まで連続して存在し続けたからである。近世史の枠に自閉せず地域を論じるには好個の素材であろう。二つには、用水組合は、近世の村人たちにとって農業生産上不可欠の重要性をもっていたにもかかわらず、近年の地域社会論の中にいまだ十分に位置づけられていないからである。

当該地域の水利事情は、河川灌漑と溜池灌漑を二本柱とし、野井戸も多数掘られていた。河川灌漑に関して、本稿で取り上げる用水路は王水井路と呼ばれるものである(【図1】)。これは、大和川に合流する直前の石川から、古市郡碓井村において取水し、誉田(古市郡)・道明寺・古室・沢田・林(以上志紀郡)・藤井寺・岡(以上丹南郡)・小山(志紀・丹北両郡にまたがる)の八か村を灌漑する水路であり、上記八か村が王水樋組合を結成していた。⁽³⁾この八か村を一覧にしたのが、【表1】である。【表1】にみるように、各村の王水樋への依存度には若干の差があった。

当該地域の溜池灌漑は、個々の溜池が独立して存在しているのではなく、複数の溜池が水路によって連結していると

ころに特色があった(システム・タンク方式)。

当地域は、水田中心の高生産力地帯であり、近世初頭から田方棉作をも含めて棉作が盛んであった。農民層分解も早くから進行し、無高・貧農層が村内に分厚く存在し、農業以外の生業に従事する者が多くて、町場化した村落がちこちに見られた。支配関係は、幕領・大名領・旗本領・寺社領などが複雑に入り組んだ非領国地域であった。

以下、一章では中・近世移行期の地域社会の特質を、二章では近世地域社会の関係構造を、それぞれ検討する。

一 中・近世移行期の地域社会

(1) 研究史の現状と課題

近年の中世史研究者を中心にした中・近世移行期村落論は、一四〜一六世紀に成立した、法的・社会的に自立した主体としての村が近世につながっていくとする点、他方、検地・兵農分離・喧嘩停止令などの諸施策が村落に与えた影響をも議論に組み込んでいる点などにおいて、基本的に継承すべきものと考えられる。この認識が前提であるが、ただ、地域社会論としてみた場合、従来の議論はいくつかの課題を残しているように思われるので、ここではその点に関して藤木久志⁽⁴⁾・水本邦彦⁽⁵⁾両氏の説に若干ふれておきたい。

藤木氏は、ご自身では「地域」という語を使わないが、山野河海をめぐる村々の関係についての氏の議論の一つの地域社会論として受け止めることは可能である。そこで、氏は、「山野河海のナワバリ争いの場における村どうしの自力解決の習俗そのものには、中世から近世を通じて、大きな変更を加えられた形跡を認めることはできない⁽⁶⁾」とされている。私は、中・近世の色濃い連続性を認めるものではあるが、しかし、たとえば同じ先例主義といっても、そ

の先例を何に求めるかといった点に一步立ち入ってみると、中世と近世では大きな違いがみられるのであり、自力解決の過程における、訴訟や交渉などの非・実力的側面について、より一層の検討が必要ではないか。

水本氏は、近世前期の地域社会について実証的に研究している数少ない研究者の一人であり、そこでは、中世からの村落結合の近世への連続、その中における郷からの村の自立化と郷結合の弛緩、地域を構成する村々の範囲の変化などが指摘されている。これらの点はおおむね首肯できるが、こうした動向が、氏が別途分析された近世初期・前期村方騒動論と、いかなる関係にあるのかがはっきりしない。氏の展開する村落論と地域社会論との間に有機的連関が認められないのである。

私は以上のように考えており、以下では、村内部の動向と村を越えた結合との関係に留意しつつ、中・近世移行期の地域の変容について検討していきたい。

(2) 溜池灌漑

まず、溜池灌漑から検討する。

【史料1】は、一六一〇（慶長十五）年に、軽墓村助太夫他二名から隣村野中村（**図1**参照）の領主役人に出されたものである。

【史料1】⁽¹⁾

（端裏書）

「軽墓村々来候書付」

一、野中村あしの池つゝミの御ふしん被成候ニ付而、かるはか村田地へ入申候はねあなと申水引之儀御あらため被^a
^b

成候所ニ、池尻村孫左衛門殿宮村仁兵衛殿を以御理り申上候へハ、御同心被成かるはかへ田地六反分へハはねあなま水入来り候ハ、只今も右之分へハ水入候へと被仰下候、かしこまり存候、此外北方ニ五反小入申候水あな御座候、これも先々ことく御入被成候而可被下候、右之外余の田地へ少成共水入候ハ、如何様之御せんさく成共被成可被仰付候、仍而後日之証文如件

慶長十五年七月十七日

輕墓村

助太夫

同筆者

三右衛門

同

甚左衛門

留永清兵衛さま御内

内村長左衛門殿

まいる

【史料1】は、次のような内容である。領主が、野中村の溜池である芦の池の堤普請をした際（傍線部a、以下アルファベットは史料の傍線部を示す）、芦の池から輕墓村田地へ通じる用水路取水口の改めを行った（b）。そこで、輕墓村では、近隣の池尻村・宮村の者を頼んで領主に取りなしてもらい（c）、従来通りの用水利用を認めてもらった（d）。

ここからは、以下の点が指摘できる。①領主役人が来村して、溜池普請の指揮をとっており、それが野中・輕墓両

村間の水利秩序を確認する契機となっている。一般に、中世の荘園領主は、井料下行など経済的な援助は行うものの、領主役人が実際に来村して普請を監督したりすることは少なかった。それが、戦国期以降変わってくるのであり、強大な戦国大名権力が成立しなかった当地域では、やや遅れて近世初頭に領主主導の水利秩序整備がなされたのである。②史料に「先々ことく」とあるように(e)、ここで確認された秩序とは、この時新たに形成されたものではなく、従来からの、すなわち戦国期以来の秩序を再確認したものであり、この点に中・近世の連続性を認めることができる。③とはいえ、ここでそれが、文書によって確認されたことの意義は大きい。この文書が、野中村に残る水利関係の最古の史料であり、これ以前に水利秩序が形成されていたとはいえ、それが文書によって確認されたのは、この時が最初であると思われる。そして、この文書は写が複数作られ、この後一六七〇〜八〇年代における野中村と軽墓村との芦の池をめぐる争論においても、野中村の主張の正当性を示す根拠として用いられている。ただし、同一対象をめぐる争論が繰り返されることからわかるように、一回確認された秩序が永続的な確定的効力を必ずしももたない点は、近世の水利秩序の特徴であろう。そして、最終的には、堤を築いて、両村で芦の池を二分するに至っている。④水利秩序の確認にあたって、近隣村の者が間に入っていることは、中世の中人制との関連を示している。

以上の諸点に関わって、いくつか述べておきたい。①一六一八(元和四)年に、藤井寺村の領主役人(小沢清兵衛)が、野中村の耕地内に用水溝を新設して、藤井寺村の溜池に引水しているように、一七世紀初頭に、領主が村内の水利施設の整備を主導している例が他にもみられる。このような過程を経て、近世的水利秩序の大枠が形成され、以後領主は相対的には在地から手を引いていくのであろう。②①と関連して、この時期の水利秩序を定めた史料には、「自然いか様之新儀出入又ハ御檢地出来仕候とも、右之相定通者たかいにひやうり異儀御座有間敷候」とか「縦天下一同之新儀成事御けんち御代替り如何様之儀御座候共一言之儀申間敷候」といった文言がみられることである。檢地

についての保証文言が、近世初期に特徴的にみられるものであることは、既に寶月圭吾氏が指摘しているが、ここで注目したいのは、今後検地があつても、今回定めた水利秩序には変更がないとしてしていることである。検地は、耕地の所持關係や村の領域を確定するのみならず、水利關係をも規定するものだったのである。ここに、検地など近世初頭の領主の施策が地域秩序に与えた規定性の大きさをみてとれるが、他方で、この保証文言は、以後検地があつても現行の秩序に変更がない旨を述べているのであって、過剰かつ外在的な秩序変更を防ごうとする在地の側の主体性をも読みとれる。③一六三一（寛永八）年には、野中村の飛が城池・今池という二つの溜池を、野中村が藤井寺村に譲渡している。⁽¹²⁾ここに、領主的契機を別にしても、近世初期に、水利秩序の変更・確認が広くなされていることがわかる。ただし、一七七〇（明和七）年にも、飛が城池を野中村から藤井寺村に譲渡する旨の証文が再び作成されており、⁽¹³⁾こでも一回確認された秩序が永続的な確定的効力を必ずしももちえていない。④一六二二（元和七）年には、野中村が、芦の池に関して、軽墓村とそこを管轄する幕府代官手代の不法を訴えているが、そこでは相手方の行為を「在所之さため法度」を破る「新儀」として批判し、「前々のことく」の状態を回復しよう求めている。⁽¹⁴⁾従来の状態の継続こそを正義とする論理は、この後にも引き継がれていく。また、この史料の作成者は「野中村惣百姓中」である。惣百姓が、文書様式上前面に出てきた点は評価すべきだが、その内実についてはさらに吟味が必要であろう。

(3) 河川灌漑

当地域における戦国期の河川灌漑の状況を示す直接の史料は存在しない。間接的にそれが窺えるのは、一六七二（寛文十二）年閏六月に志紀郡小山村名主六兵衛が大坂町奉行所に提出した言上書で、それが【史料2】である。

【史料2】⁽¹⁶⁾

乍恐言上

一、七ヶ村と申は往古は誉田八幡之社領に而御座候、然処に八幡を相伝り申家来之衆七人御座候を一ヶ村に耆人つゝ名主に相定被申従夫王水と申井路始り川口を五拾町余流末小山村迄王水のりと相極候事は、右七人之名主を定置申候、就夫濁水に罷成候へは番之水と申候へ而七人之名主立合分木を以て水を七つに割七ヶ村へ分申候、其例を以今に至り濁水之時は名主罷出七ヶ村へ七つ分入させ申候、其上八幡宮へ七人之名主を二月初之辰之日、辰之口と申候而名主中に廻振舞仕候、則八幡宮へ斗樽巻つ、かます一連そなへ申候御事、八月十五日に名主を式法に而米八升ハ御こしかき申者之賃米、又八升はほこ・たち・てんかい持之賃米、同巻斗は御酒穀代、又巻斗は名主誉田八幡之たらし堂に寄合川之相談仕候度々之茶代、右之通七人之名主を代々勤来候へ共、川方三人之名主八九拾年以前を名跡をとめうしなる申候に付、只今は拙者耆人式法を勤来り申候御事

一、上方四人之名主之内三人は高木勘解由様御知行所藤井寺村、南岡、北岡、是三ヶ村に名主三人御座候、一人はとめうしなる申候、岡西村之名主は四五拾ヶ年以前に小山村又助、又右衛門兩人へ名跡をゆつり相勤来り申候処に、今度川切之義に付誉田寺中新儀を申かけられ古室、沢田、林右三ヶ村と出入被仕候に付、小山村又助、又右衛門に名主之由來被為成御尋候処に不存候通口書仕差上ケ被申候、拙者其折節大津に罷在御前様へ不参仕候、拙者儀は八幡家来此方名跡をつき、代々井路の例法を申渡候故凡三四代此方之例法はあら／＼奉存候、拙者代々罷成廿年余此方之義は慥に先例を以て、井路川之は、を相改来り申候段紛無御座候、就夫八幡江之式法も拙者耆人は今に相勤来り申候は寺中にも被存知候処に、只今御断不申上候へは名跡やふれ申候、其上太田村を米吉石、津堂村・小山村に而米三石余先年々々取来り申候名跡やふれ申候へは右之米取申事成不申候に付迷惑に奉存由來

を申上候御事

(後略)

【史料2】の内容はおおむね事実を伝えていると思われるが、そこには次のように記されている。王水樋組合七か村は往古は誉田八幡宮の社領であり、八幡宮の「家来」七人が各村の名主に任じられ、彼らによって王水井路の秩序が定められた(傍線部a)。なお、【図1】にあるように、誉田八幡宮は、誉田村の応神陵古墳に隣接しており、応神天皇を祀っていた。彼らは、八幡宮の「たらし堂」に寄り合って用水の相談をするなど、八幡宮との密接な関係のもとに用水路の管理を行ってきたが(b)、一五八〇〜九〇年代頃から七人のうち四人は没落し、一六二〇〜三〇年代に北岡・南岡両村の名主が小山村の又助・又右衛門に名跡を譲ったため、古来からの「式法」を今に伝えているのは【史料2】の作成者八兵衛のみである(c、d)、と。

ここから、王水樋組合は戦国期には既に成立していたこと、その成立には誉田八幡宮が深く関与し、用水組合が宗教的色彩を濃厚にもっていたこと、用水の管理は各村一名の名主が行ってきたが、彼らの大半は一七世紀初期までにその地位を失ったこと、などがわかる。さらに、行政的には岡村として一括される北岡・南岡がそれぞれ一村と数えられていること(d)、また史料の後略部分に「名主・七ヶ村之庄屋・年寄罷出」などとあることから、この名主は、近世の庄屋・年寄とは別個の存在であったこと、などにも注目すべきである。なお、この名主は、一六八〇年代以降、史料上から姿を消す。

王水樋組合に関する最古の文書は、一六二七(寛永四)年のものであり【史料3】、次いで一六三二(寛永九)年のものがある【史料4】。この両年には、いずれも組合構成村の一つ古室村と誉田八幡宮との間で番水の引き方

をめぐる対立があり（両年とも争点は共通）、その際に作成されたのが【史料3】【史料4】である。ちなみに、当時、古室村の村高三一〇石中二〇〇石が誉田八幡宮領であり（一一〇石は幕領）、八幡宮の所領はそれが全てであった。

【史料3】⁽¹⁹⁾

大水はん水之事、岡村之儀ハ、本郷・出作ともニ番水を入申候、其領之出作をやかし、他領へはんすいをひき申事、
前々より一円無御座候、以上

卯ノ

岡村

七月卅日

弥三右衛門（花押）

同

新右衛門（花押）

同

新兵 へ（花押）

御八幡

御寺中様

まいる

大水番水之事、当村之儀ハ、本郷・出作候得共、おしなへ番水を入申候、当村之番ニ他領へ水引申事、前々々其例無御座候、以上

寛永四年

誉田村

七月廿八日

次郎八(花押)

同

彦左衛門(花押)

同

次郎兵へ(花押)

同

甚左衛門(花押)

八幡

御寺中

大水番水之事、道明寺之儀、本郷・出作共ニ番水を入申候、其領をやかし、他領へ番水を引申事、一円無御座候、以上

七月廿九日

道明寺村

佐兵へ(花押)

同

忠右衛門(花押)

こんた

御八幡様

御寺中様まいる

大水番水之事、藤井寺之儀ハ、本口^(細カ)番水を入申、たれうえハ番水をひき申事、一えんニ不仕候、以上

卯ノ

七月卅日

御てらさまへ

藤井寺村

弥兵へ(印)

同村

治右衛門(印)

【史料4】⁽²⁰⁾

申上候王水番水定之事

一、いつにても大日てりにて御座候へは誉田村、道明寺村、沢田村、小山村、岡村、藤井寺村、古室村此七ヶ村之庄屋百姓共こん田村へ寄合仕則八幡之御前にて一番二番之次第くじとりに仕番水に相定水引下入申御事、先年お田地へ水入申例之儀は家役に割符仕取申候に付、古室村田地之内、道明寺、沢田、林村お出作仕候とても古室村之番水他領之百姓作り申分は水少も入させ不申候ニ付めいくの村々水番にあたり候時古室村之田地へ水引下入申御事

一、小山村、藤井寺村、沢田村、林村領内田地之内、古室村之百姓出作仕候処に、其村々水番之時は少も入させ不申候例に御座候故、古室村之番水にあたり候時他領へ水引下入申御事

右之通七ヶ村先例お之例御座候故其樋毎年違乱申儀ハたかいに無御座候間双方被召出御間届可被成、若相違御座候ハ、いかやうにも可被仰付候、則誉田八幡寺領式百石之百姓も右之例よく存申候間御尋被成可被下候、仍而為其申上候、已上

寛永九年申六月廿五日

古室村庄屋 与三左衛門

同年寄 善 助

同 喜右衛門

同 庄右衛門

同 嘉右衛門

其方被仰分古室村百姓よひよせ申聞ケ候へは如此之書付上ケ申候間近々可有御覽候、以上

申六月廿五日

末吉孫左衛門 判

東一院

まず、古室村の主張については、【史料4】の一条目と二条目に次のようにある。古室村が番水の順番になった時には、古室村の村人が古室村に所持する田にのみ引水し、道明寺・沢田・林各村から古室村への出作地には引水させない。各村から古室村への出作地には、出作人の居住村が水番に当たったときに引水している。逆に、古室村の者が他村へ出作している土地には古室村が水番の時に引水している。これは七か村共通の先例である、と。⁽²²⁾

これに対して、【史料3】では、岡・菅田・道明寺・藤井寺の各村がそれぞれ、自村が番水の順番になった時には、自村の村人の所持地であろうと出作人のそれであろうと差別なく水を入れていることを、八幡宮「寺中」に申告している。⁽²³⁾このように、番水方法をめぐって、古室村と他の組合村々との間に認識の相違があり、八幡宮が後者の立場に立って古室村と争ったというのが、一六三〇年前後の二度の争論なのである。

このように、本来なら古室村と他の組合村々との間で争われるべき争論に、八幡宮が一方の側に立って登場し、さらに【史料3】のように、村々の用水慣行の調査まで行っているのである。ここから、一六三〇年前後においても、なお八幡宮が王水樋組合に対して一定の影響力をもっていたことがわかる。⁽²³⁾このことは、【史料4】の傍線部分に、日照りの際には、七か村の「庄屋百姓共」が八幡宮の神前でくじを引いて番水の順番を決めている、とあることから裏付けられよう。⁽²⁴⁾

しかし、他方で、八幡宮社領でもある古室村の百姓が八幡宮の意向に従っていないこと、八幡宮が独力ではこの問題を解決できず、古室村の一部を支配する幕府代官末吉孫左衛門と協議していることは、八幡宮の影響力の後退を物語っているといえよう。⁽²⁵⁾

次いで、一六七二(寛文十二)年には、菅田八幡宮が、菅田村を除く王水樋組合村々を大坂町奉行所に訴え出た。【史料5】はその際の八幡宮側の訴状である。⁽²⁶⁾

【史料5】⁽²⁷⁾

指上申訴状之事

一、河州市郡菅田八幡宮境内放生川、用水かゝり申候百姓之内、志記郡林村庄屋弥兵衛・小室村庄屋与三左衛門・沢田村庄屋名代理兵へ、右三ヶ村之百姓共大勢召つれ、当壬六月九日ニ断も無之、新規ニ放生川両脇之岸切立、要害之垣并樹木迄我まゝニ伐破り申候、八幡宮境内放生川ハ、先年々川はゞ相極分規御座候而、鋤・鍬を以て、岸など切申事無御座候所、企新規、理不尽ニ庄屋共能存、御朱印所も不憚切破、何共迷惑ニ奉存候、故、何茂出合、重々断申候へとも中々承引不仕、無是非我御之儀以来か様之儀無御座候様ニ、右三人之庄屋共被為召出、先規之通ニ急度被為 仰付被下候ハ、可奉辱存候

寛文十二年壬六月十日

誉田八幡宮

大坂

寺社中

御奉行所

【史料5】の内容は、古室・沢田・林三か村の庄屋・百姓たちが、八幡宮には無断で、境内を流れる王水井路（傍線部にあるように八幡宮では放生川と言う）の川幅を切り広げたが、以前から川幅は決まっているので、こうした「新規」の企てはやめ、「先規之通」にするよう仰せ付けてほしいというものであった。これに対する七か村側の主張は、従来も毎年用水路の浚い・普請は行ってきており、今年も「先例ニまかせ」て、水流の障害物を撤去しただけであるというものであった。⁽²⁸⁾

そして、【史料6】が京都町奉行所の裁許状である。

【史料6】⁽²⁹⁾

一、河内国古一郡（古一郡）誉田八幡境内并誉田村・碓井村、同国志紀郡林村・小室村・沢田村・小山村、丹南郡葛井寺村・岡村・西岡村・丹北郡小山村、右川下七ヶ村井路争論ニ付、為御検使石原惣左衛門・春日佐五左衛門・長谷川久兵衛□遣之逐糺明之处、川下七ヶ村百姓催大勢八幡境内・誉田・碓井村之井路切広、剩境内樹木伐捨碓井根石取除、其上立会樋前之河原之砂堀上、石川之流砂土俵ニ而船之往行難成様ニ仕、重々之依為不届キ川下七ヶ村之庄屋籠舎申付候、自今以後八幡境内・誉田・碓井村井路川幅八尺ニ相定之絵図之面ニ加印判双方江書置之畢、堅相守此旨不可違失者也

寛文十三癸丑年

六月十六日

安芸 御印

日向 御印

河州古一郡菅田八幡

社僧

菅田

碓井

七ヶ村庄屋年寄

【史料6】からわかるように、結果は八幡宮側の勝訴であり、傍線部のように、碓井村から八幡宮境内に至る水路の川幅は八尺と定められた。

この争論からは、以下の点が指摘できる。①この争論は、王水樋組合村々と八幡宮とが正面から対立した最初のものである。八幡宮社領の村人たちも、垣や樹木の撤去には参加しており、先にあげた名主六兵衛も、自らの地位を八幡宮の任命に由来するものだとしながらも、この一件に関しては八幡宮の処置を批判しているのである。組合村々は、一致して八幡宮と争ったのであった（ただし菅田村は除く）。そして、その基礎には、王水井路を村々の用水路だとする組合側と、放生川という宗教的施設だとする八幡宮側との認識の相違があった。②争論の結果は、八幡宮側の勝利となったが、裁許において具体的に定められたのは用水路の川幅のみであり、用水全般に関する八幡宮の権限が再

確認あるいは強化されたわけではなかった。以後の史料の中には、そもそも八幡宮の用水への関与を示す記述は見られなくなり、こうした争論も以後は起こっていない。時代は下るが、一八二五年に、組合村々は、「誉田八幡宮境内ニ限り放生川与唱へ、其余ハ都而王水川与唱へ申候」と述べており、八幡宮の関与する範囲は境内部分に限定されたとみてよからう。③この争論では、互いに、自らが先規に従って行動しており、相手方こそ新規の振る舞いをしているのでと主張している。ただし、組合側で先例としているのは、一八年前（一六五五年頃）に碓井・誉田両村が自村領内の用水路中に突き出すかたちで竹木を植えたのを組合村々が両村には無断で伐り払ったことと、同様の事が六年前（一六六七年頃）にもあったこととである。ここでの先例とは、古ければ古いほどよいといったものではなく、いづれも近世のものである。

（4）村と経営の状況

では、この時期、村の内部ではどのような変化が起こっていたのであろうか。王水樋組合村々の一つ志紀郡小山村の場合をみてみよう。小山村は、【図1】や【表1】にみるとおり、王水井路の末端に位置していたが、組合村々の中で村高・水掛り高とも最大であった。また、先に【史料2】でみたように、一七世紀後半には、用水の管理を行う名主は三人とも小山村の者が務めており、組合の中でも重要な位置を占める村であった。佐々木潤之介氏の研究⁽³⁾などから、同村については、次のことがわかる。①【表2】は、一六七六（延宝四）年の持高別階層構成表である。ここから、持高五〇石以上の四家が存在する一方で、過半の村人は持高五石以下であり、明確な階層差が存在する。階層差の存在は一七世紀末まで変わらない。また、一六九二年には、同村の氏神の宮座が二十八人で構成され、庄屋松田又介（持高二〇〇石以上、【史料2】の名主の一人）が宮田を支配し、神主を務めていたように、身分格差も一七世紀

表2 1676(延宝4)年の小山村持高別階層構成表

持高	名請人	内他村	備考
(石) (石)	(人)	(人)	
0.0~ 1.0	14	0	不在(与一郎・与二右衛門)
1.0~ 2.0	9	2	
2.0~ 3.0	3	0	
3.0~ 4.0	2	0	
4.0~ 5.0	2	1	
小計	30	3	
5.0~ 6.0	3	0	不在(角兵衛)
6.0~ 7.0	5	0	
7.0~ 8.0	1	0	
8.0~ 9.0	1	0	
9.0~ 10.0	0	0	
小計	10	0	
10.0~ 11.0	1	0	不在(九兵衛)
11.0~ 12.0	1	0	
12.0~ 13.0	0	0	善兵衛(惣右衛門仕合)
13.0~ 14.0	1	0	
14.0~ 15.0	0	0	
小計	3	0	
15.0~ 16.0	1	0	
16.0~ 17.0	0	0	
17.0~ 18.0	1	0	弥右衛門
23.0~ 24.0	1	0	善右衛門
24.0~ 25.0	1	0	新右衛門
48.0~ 49.0	1	0	[不明]
52.0~ 53.0	1	0	惣右衛門
53.0~ 54.0	0	0	
54.0~ 55.0	1	0	二郎兵衛
96.0~ 97.0	1	0	清左衛門
126.0~127.0	1	0	次右衛門
合計	52	3	内5 不在

注(31) 佐々木論文260頁より転載。なお、又助はここには含まれていない。

を通じて存在し続けた。⁽³²⁾ ②一六三九年には庄屋又助が年貢勘定を専断していたのに対して、⁽³³⁾ 一六六九年には、庄屋又助・次郎兵衛・年寄一三名・小百姓六名が、同年の水損に際して、「御公義様御下札」がどのようなものであっても、「村中ならし平等ニ免割可仕」⁽³⁴⁾ きことを取り決めている。年貢勘定が、庄屋の専断から、年寄・小百姓の同意に基づくものへと変化したといえる。一六八〇年代前半(天和期)になると、村が、村人に対して年貢代納や金融を行う主

体として立ち現れてくる。村役人は、そうした機能の運用者であるが、この段階になると村役人の金融が彼らの私的経済的發展に結びつくとは限らなくなり、上層百姓の中には成長する者もいれば衰退していく者もいた。③上層百姓の「家」の維持・存続は、一七世紀前半には婚姻関係に基づく血縁的結びつきによって支えられていたが、一七世紀後半になると、村と公儀によって保証されるものへと変わっていく。村方地主の「家」が村落共同体に包摂され、村全体のための村役人という性格を強めていくのである。そのことは、【史料7】からわかる。

【史料7】⁽³⁵⁾

ゆ津り状の事

一、先又助もち候田畑ひこ[□]御座候、其内五拾石むすめ[□]五拾石宗介、五拾石[□]めういるんきやうふん、先又介仕わけゆすり、別ゆ津り状御座候事

一、其後田畑かい候て、ゐんきやうふんにもち申候高、つ合百石御座候内、三拾石権右衛門にとらせ申候、残テ七拾石まえ又介ニとらせ申候、但右田地の内長田ちはん地ハ又介ニとらせ申候間、長田地はん地の外の田畑上中下おしならし、又介権右衛門くし取いたし可申事

(中略)

右之通さうい御さなく候、一津うハ貴様へさし上ケ、同一津う御うらかき被成被下、又介方へあいわたし、一津うハ証人衆へあいわたしおき申候、後日ノためゆ津り状よつて如件

くわんふん五年

ミ 十二月十八日

小山

小野長左衛門様

【史料7】は、一六六五年に、先代の庄屋又助の後家妙意が認めた譲り状であるが、傍線部分にあるように、この譲り状は、息子の又介だけでなく、代官小野長左衛門と、証人である庄屋・年寄ら、すなわち公儀と村に保管されることで、実効性を担保されたのである。

以上のことから、次のように言うことができよう。一七世紀を通じて、志紀郡小山村においては、村方地主と下層

証人	又 介 (花押)	めうい (花押)
	宗 介 (花押)	
	権右衛門 (花押)	
	吉左衛門 (花押)	
同庄や	善光寺 (花押)	
	二郎兵衛 (花押)	
同年寄	次右衛門 (花押)	
同	七右衛門 (花押)	
同	藤右衛門 (花押)	

百姓との階層差が存在し続けたが、一七世紀前半における村方地主³⁷庄屋の専断的な村運営が、一七世紀後半には小百姓も加わったものに変わるとともに、村方地主の「家」が村落共同体に包摂され、村全体のための村役人という性格を強めていった。また、用水組合の範囲と、村方地主の「家」を中心とした社会的結合関係とは空間的にずれていたが、村方地主は、村役人として用水組合など村連合の運営主体でもあった。⁽³⁸⁾

(5) 小括

ここで、以上の行論を小括しておこう。

① 王水樋組合にしても、溜池をめぐる村々の関係にしても、その原型の成立（構成村、用益慣行など）は戦国期以前に遡るとみて間違いない。それは、いずれも村を基礎単位としたものであり、領主にも認知されていた。こうしたあり方は中世後期における大きな変化の産物であり、近世の地域社会はそれを継承していた。

② しかし、近世への移行過程で、そこには以下のような無視しがたい変化も生じていた。一七世紀には、王水樋組合の構成村は七か村とされ、七か村とはどの村かについても文書によって若干の異同があった。また、岡村が、一六七三年には南岡村と西岡村として別個に扱われるなど、⁽³⁹⁾どの領域を一村とするかについても一義的に確定していたわけではなかった。一八世紀になってはじめて、王水樋組合八か村が固定するようになる。等しく村といふ村連合といっても、どの範囲を一村とし、どの村を水利組合の構成メンバーとするかは、中・近世を通じて一様ではなく、王水樋組合の場合、それが確定するのは一八世紀になってからであった。

③ 王水樋組合は、一七世紀初期までは、誉田八幡宮の強い影響力の下にあったが、一七世紀後半以降、その影響力は基本的に払拭された。近世の王水樋組合は、政治的・宗教的権力の支配範囲とは相対的に独自の、百姓の農業経

管に不可欠の用水を確保するための自律的機能集団の方向へと変わっていったのである。その中で、戦国期以来の「名主」は姿を消し、用水組合は、村を代表する村役人らが中心的に運営するものとなっていく。

④ 領主が、検地や普請などで村の中に踏み込んできて、水利秩序の確認・整備・変更などを行ったことも、井料下行を主とした荘園領主の対応とは異なっていた。同じ村請とはいっても、領主と村との力関係において、この時期一定の変化がみられた。一六一〇年代前半（慶長末年頃）を画期として、文書中に検地保証文言が見られるようになるのは、村々にとっての検地の衝撃の大きさ（水利秩序への影響も含めて）と、それへの村々のしぶとい抵抗のあらわれである。そして、一七〇四年の大和川付け替え工事を一つの画期として、以後再び領主は村から後退していき（国役普請などは別として）、地域的水利秩序の自律性は、以前とは異なるかたちで強まっていく。

⑤ 村請の内実の変化は、村の中にも原動力があった。階層差を含みつつも、惣百姓が村運営に参画する体制ができてきたのである。村方地主をも包摂して、自立してきた惣百姓の生産・生活の維持機構としての村が姿を現す。それが用水組合のあり方に反映したものが、王水樋組合でもそうであったような、組合経費の水掛り高に依じた負担原則であったと考えられる。そもそも、高に依じた負担というものが、石高制が成立した近世の所産であることは明らかだが、それだけでなく、自立化しつつある小農による負担の高割要求がその背後にあったものと思われるのである。³⁸⁾このようなかたちで、村内部の変化と村を越えた地域秩序の変化とは連動していたのであった。

ただし、高割負担という点では共通していても、組合レベルで基準となったのが水掛り高だったのに対して、村レベルでの基準は惣村高であった。こうしたダブルスタンダードは、基本的に幕末まで変化なく、³⁹⁾このことは、相対的にみて、用水組合が機能集団的、村が共同体的事であることの反映と考えられよう。

⑥ 一七世紀初期から、用水争論における自己正当化の論理は、相手が従来の慣行を破って「新儀」を行ったので

あり、先規の通りに原状回復してほしいというものであった。これは、中世における先例主義を継承したものである。しかし、その中身を見ると、中世における古老の証言はその重要性を減退させ、かわって証拠文書の重要性が増大した。一七世紀には、従来の慣行が初めて文書のかたちで確認されることが多かったが、それが後の争論の際の証拠文書とされた。もはや、中世のように荘園立荘時の券文などが持ち出されることはなく、一七世紀における証拠文書は近世初頭より遡るものではなかった。一七世紀は、村や地域の変化に応じて、新たな先例が成立した時期でもあった。

二 近世地域社会の關係構造

一七〇四（宝永元）年、幕府によって大和川の付け替え工事が断行され、それまで大和川は石川との合流点から北流して大坂の東で淀川と合流していたのが、石川との合流点において流路を西に曲げられ、堺の北で大坂湾に注ぐことになったのである。その結果、王水井路は新大和川によって途中で分断されることになり、組合八か村のうち最も下流に位置する小山村は、村内を新大和川の流路とされたため、耕地が新大和川の南北に分断された。この大工事によって、王水井路も流れを変えざるを得なかったが、組合八か村のまとまりはかろうじて維持され、一六六九年の申合書は以後も効力をもち続ける。

以上を前提に、本章では、王水樋組合村々を中心的素材に、争論にみられる近世水利秩序の特質をおさえた上で、幕末期地域社会の關係構造を追求したい。

(1) 近世水利争論の特質

I 用水争論の論理構造

まず、用水争論において、双方がどのような論理をもって自己の正当性を示そうとしたかを考えよう。

第一に、前述したように、従来からの慣行の尊重を求める先例主義があげられる。相手方の行為が、慣行を破る「新規」「新儀」の行為であるがゆえに不当であり、それに対して「前々のことく」「新規のことく」原状回復を要求するというものである。

第二に、「新規」の具体的内容を示す文書を提示して、自らの主張を裏付けようとする場合が多い。それは、村々が取り交わした証文のこともあれば、幕府・領主の裁許のこともある。幕府の通帳に登録されていることを主張の根拠にする場合もある。

第三に、「百姓成立」の論理がある。それは、このままでは用水不足のため農業生産に支障をきたし、「百姓相統が難しくなり、ひいては年貢完納が困難となって領主にも迷惑を掛けることになるから、自らの主張を認めてほしい」というものである。「百姓成立」とは、近世の百姓たちが、自らの身分的社会的地位の安定と、生存の保障とを要求することの正当性を、領主層を含めて広く社会全体に認知させたことを象徴的に示す語であり、既に深谷克己氏によって立ち入った検討がなされているところである。⁽⁴⁰⁾

正当性主張の論拠としてはこの三つが特徴的だが、ここで考えたいのは、先例主義・文書主義と「百姓成立」とは対立する場合があるということである。用水をめぐる諸事情が変化し、従来の慣行を固守していたのでは百姓相統が困難になるという局面がありうるのである。その際、幕府の裁許においてどちらの原理が優先されたかという点、たとえば一七二二年の裁許に「古例ニ無構当然双方田地相統第一ニ候」とあるように、⁽⁴¹⁾「百姓相統」の実現が優先され

た。従来の慣行を改変してでも自らの農業経営を維持・発展させようとする百姓たちの姿勢を幕府も一定容認せざるをえなかったのである。用水争論の正当性の根拠として「百姓成立」が登場し、それが先例主義を凌駕する場合があったところに、近世固有の特徴があろう。

第四に、多数者、集団の利益と、少数者、個人の利益とを比較考量して、前者の実現を求めるといふ論理がある。その結果、用水路に水車を設置したり、河川に船着き場を設置したりして、自らの経営発展を追求する者に対して、用水組合は阻止的に対応することになる。

II 用水争論の解決過程

ここでは、用水争論の解決過程にみられる特色について検討したい。この点については、新大和川を挟んで王水樋組合村々の対岸に位置する地域を対象とした川島孝氏の研究⁽⁴⁹⁾があり、本稿もこれに多くを学んでいることを、あらかじめおことわりしておく。

川島氏によれば、争論の解決過程は基本的に次の三段階に分けられる。第一段階は、事件の発生から当事者間の引き合いを経て（この時点で合意があれば解決）、引き合い不調により奉行所への提訴に至るまでの過程であり、出訴以前の段階である。第二段階は、出訴・対決から一連の吟味（見分・地頭下ゲを含む）の過程および「内済」の過程からなり、解決過程の中心段階である。これは訴訟係属の段階であり、ここでは「吟味過程」と「内済過程」が統一されている。第三段階は、裁許あるいは内済により争論が決着をみる段階（解決の段階）で、訴訟係属の段階と一部重複する。この段階は、当事者双方と奉行所などとの間での解決と、当事者（取扱人を含む）相互間での解決とに区分できる。

この過程において、注目したいのは次の諸点である。

① 訴訟の主体が村だということである。特に、一八世紀前半には、用水関係文書に「○○村 ⊕」という形で村の名で署名されているケースが目立つ。

② 非領国地域における用水争論は、通例関係村々の領主が複数となるため、幕府に提訴されることになる。河内の地方に関する公事訴訟は、一七三二（享保七）年九月に、京都町奉行所から大坂町奉行所へと管轄役所が変更された。また、石川・大和川は堺奉行所の管轄となっており、さらに両河川は国役河川に指定されていたため、その普請については大坂の堤方役所（堤奉行）が取り扱っていた。

このように、河内国の河川管理には、大坂（京都）町奉行所、堺奉行所、堤方役所と複数の役所が関わっていたため、訴訟はその内容によっていずれかの役所に対してなされた。村々では、どういう場合にどこへ願ひ出ればよいのか完全に理解していたとはいえず、初め堤方役所に願ひ出たが、そこで堺奉行所へ行くように言われて出直しているケースもある。他方、村々の側も、訴訟を聞き届けてくれそうな役所を選択し、それでもだめなら江戸の評定所に出訴しようかといったしたたかさをもち合わせていた。村方は、けっして幕府を漠然と理解していたのではなく、その内部の諸機構を一応区別していた。

③ 争論の解決過程においては、さまざまな仲裁者が介在して、内済で解決するケースが多かった。仲裁者は、近隣の村役人、用間などであった。中世でも、近隣の有力者が中人として争いの調停をすることは広くみられ、近世の近隣村役人による調停はそれを継承しているといえるが、次の点が中世とは異なっている。すなわち、近世において近隣の村役人が中に入る場合、自ら進んで申し出たり、争論当事者の村々から頼まれたりすることもあるが、他に幕府や個別領主から指名される場合もあるという点である。村役人の仲裁が幕府の吟味過程と密接に関連づけられ、訴訟解決過程の一環に組み込まれているのである。内済が上から命じられるという一見矛盾する現象がむしろ通例であ

り、吟味と内交渉とは反復され、相互に補充し合いながら、解決に向かっている。

また、用聞による扱いは、地域社会の秩序維持に地域外の大坂町人などが深く関わっていることを物語っており、これも近世的特色だといえるが、用聞については村田路人氏や岩城卓二氏の研究がある⁽⁴³⁾ので、ここでは立ち入らない。

④ 幕府は、吟味の過程で訴訟の当事者村々の領主たちに解決を命じることがあり、これは「地頭下ゲ」と呼ばれた。地頭下ゲになった場合には、原告・被告双方の領主役人たちが集まって協議し、さらに自領の・訴訟当事者ではない村の村役人や、自らの用聞に扱いを命じる。これは、畿内における幕府広域支配が、個別領主支配を基礎に置くことで実現しているという、村田路人氏の議論を裏書きしている⁽⁴⁴⁾。

地頭下ゲになった場合には、個別領主は自分の知行所村の肩を持つことが多かった。それに対して、幕府は、相対的に客観的・第三者的立場に立って、調停者としての役割を果たしていた（幕府は、地域にしこりを残さないため、是非を明確に判定することを避ける場合が多かった）。地域間対立の調停者としての幕府の役割については、既に平川新氏が指摘しているところである⁽⁴⁵⁾。近世中・後期には、個別領主は知行所村の利害を代弁することにより、また幕府は地域利害の客観的調停者としてふるまうことにより、それぞれが相異なる仕方地域社会に対して存在意義を發揮していた。幕府・個別領主は、国役河川の管理など地域の手に余る大規模なものを除いては、地域の細かい水利秩序にまで直接介入することは基本的に控えて、主に御普請における費用下付・普請指揮と、訴訟の解決による秩序維持において、積極的役割を果たしていた。このうち、国役普請・御普請の費用負担の方は、幕末になると、領主層全般の財政窮乏のために十分行えなくなることで矛盾が顕在化してきたが（一八六八年の大和川大洪水は、その象徴的な現れである）、後者の争論解決機能については一応幕末まで大きな破綻をみせることはなかった⁽⁴⁶⁾。

地域社会と、個別領主・国家との関係を、概略以上のようにおさえておきたい。

(2) 組合村と豪農

本節では、各種の組合村間の相互関係、およびそれと豪農の取り結ぶ地域的社會関係との関連を瞥見しておこう。

I 組合村の相互関係

まず、水利結合についてみると、王水樋組合村々の中には、他の水利結合の構成メンバーとなっている村があった。たとえば、志紀郡小山村は、同郡の太田(東・西)・沼両村とともに東浦樋を利用していたし、岡村は、溜池の利用をめぐって藤井寺村・野中村などと関係をもっていた。また、王水樋組合の中をみると、古室・沢田・林が東三か村、藤井寺・岡・小山が西三か村と呼ばれて、それぞれひとまとまりをなしていた。このように水利結合のみをとっても、複数の村落結合が、一部ずれ・一部重なり合い、また大きな組合が小さなそれを含み込むかたちで存在していた(同一機能内の重層関係)。

さらに、他の契機にもとづく結合をみよう。岡村を例にとると、同村は一八世紀後半以降は幕領(預所の時期を含む)であり、七か村組合、一五か村組合などといった幕領組合村の一構成村であった。すなわち、幕領組合村自体、同一機能内の重層関係を形成していたが、水利組合と幕領組合村の双方を視野に入れると、両者は複数機能間の重層関係を形作っていた。⁽⁴⁷⁾

これら諸々の組合村は、基本的には機能ごとの結合関係として併存していたが、互いに関係し合う場面も見られた。一七七八(安永七)年十一月二十六日には、築留樋と青地樋という大和川北岸の二つの用水組合の会合の場で、綿延売買会所差し止めを求める志紀・渋川両郡の連携がなされている。⁽⁴⁸⁾これは、用水組合と郡中・諸郡結合という異なる機能の組合村間の補完関係といえよう。

これに対して、一八六六（慶応二）年には、小山村他四か村が、小山村を通る大和街道の交通量増加に対応するため、菅田村他七か村（王水樋組合村々が中心）を相手取って、八か村からの継立人足提供を要求して、大坂町奉行所に出訴した。訴訟は同年解決したものの、翌年になっても菅田村はじめ相手方村々では、小山村が同じ用水組合の一員でありながら訴訟の頭取となったのは許せないとしておさまらなかつた。そこで、小山村は菅田村に詫びを入れて、小山村は用水に関しては水下なので、今後とも変わらず引き立ててほしいと頼み込んでいる。⁽⁴⁹⁾これは、交通（助郷）と水利に関する村落結合がその構成村を重複させつつ展開するなかで、諸村の利害が相反して対立した例である。

異種の組合村の相互關係は、補完と対立の両面を孕んでいた。しかし、各種の組合村は、村単位に結合して、百姓成立を主張の正当性の根拠に掲げている点では共通していた。

II 豪農（社会的権力）の取り結ぶ地域的社會關係

ここでは、道明寺村の豪農（木綿商人）山脇家を事例に、豪農が取り結ぶ地域的社會關係についてみてみよう。⁽⁵⁰⁾同家の村外における所持地は、志紀郡国府村、古市郡菅田村、大黒村、碓井村、安宿部郡玉手村、円明村にあった。村外の小作人は、一八五一（嘉永四）年には、菅田村、円明村、沢田村の者たちであり、一八六八（慶応四）年には、国府、玉手、円明、大黒、沢田、古市、小林各村の者たちであった。また、同家の木綿集荷範圍は、一八五〇年には三〇か村にわたるが、主要集荷地は、道明寺村周辺の大黒、古市、菅田、碓井などの村々と、かなり道明寺村から遠い東山、川面、山田、太子、喜志などの村々との二つの地域である。一八五八（安政五）年の集荷範圍は二六か村だが、集荷範圍の集中度は一八五〇年より高くなり、古市、大黒、駒ヶ谷、菅田、碓井といった道明寺村周辺の村々が圧倒的比重を占めるようになっていた。山脇家は、この地域に問屋制支配ないし前貸支配を展開することによって確実な集荷を図ったのであった。一方、木綿の販売先は、大坂、八尾、久宝寺などの木綿問屋であり、一八六〇年代後

別階層構成表

弘化5年		嘉永7年		安政5年		文久元年		慶応2年		明治4年	
戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
1	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1	1.6
5		5		6		6		7		10	
4	4.6	5	5.0	5	5.4	4	4.9	3	5.1	6	8.6
7		8		10		10		8		6	
3	17.8	2	17.1	4	17.6	3	16.1	2	17.3	3	18.4
2		2		2		3		5		6	
1	26.9	5	15.1	5	16.2	2	18.0	2	15.7	3	18.9
4		5		4		4		6		4	
5	49.2	10	60.8	9	60.3	9	59.5	7	61.4	10	51.4
13		5		5		4		8		4	
9	1.0	9	1.5	8	1.5	7	1.0	5	1.0	10	1.1
5		10		11		15		9		9	
17	197戸	6	199戸	9	204戸	11	205戸	9	197戸	12	185戸
22		12		109		123		2(2)		95	
88	85.45石	109	110石余	123	78.74石余	120	86.77石余	119	95.9石	95	174.44石余
2		3		2		2		2		2	

注(51) 菅野著書60~61頁より転載。

半になると大坂問屋への直接の
売り込みが増加した。

以上、山脇家の経営における
村を越えた拡がりは、いづれを
とつても、王水樋組合の範囲と
一部重なりつつも基本的には別
個のものであり、経営の拡がり
を規定する契機も、問屋制や前
貸支配の強化など経営固有の論
理にもとづくものであった。

上述の点をふまえて、以下、
王水樋組合の構成村である岡村
と菅田村を事例に、幕末期の地
域内部の関係構造にわけ入って
いきたい。

(3) 岡村の社会構造と豪
農岡田家⁽⁵¹⁾

表3 岡村持高

	享和2年		文化12年		文政11年		天保3年		天保9年	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
100石以上	1	0.8	1	0.5	1	0.5	1	0.5	1	0.6
80石										
50	3	2.3	2	2.7	2	2.2	2	2.1	2	2.3
20										
15										
10	4		3		2		2		2	
9	2		3		4		2		2	
8	2		1		2		1		3	
7	5	25.2	6	16.4	6	14.8	6	12.7	5	13.6
6	5		4		4		4		4	
5	10		7		6		6		8	
4	5		6		3		3		1	
3	9		17		15		13		8	
2	10	39.7	15	42.6	13	31.3	11	24.9	11	26.0
1石以上										
1石未満	12		22		16		14		19	
*家持	20(15)	29.8	32(31)	37.7	29	48.9	46(18)	58.7	30(4)	57.1
無高	19		37		60		65		71	
その他	3	2.3			4	2.2	2	1.1	1	0.6
計	131戸		183戸		182戸		189戸		177戸	
最高所持者 伊左衛門	98.16石		98.15石		102石		102石		102石	

注) *「家持」の項は、持高記載のないものと、「無高家持」とに分れる 後者の数を()内に示しておく。

岡村は幕領で、村高六七四石余(うち田が八六パーセント)、反別五〇町五反余で、上田が全反別の五割近くを占める高生産力水田地帯であり、南・北・新町の三単位よりなっていた。全耕地の四〇パーセント弱で棉作が行われ、田方での棉作も本田作付の二〇〜三〇パーセント弱に達していた。一七五八(宝暦八)年には、溜池一四、野井戸二八五を教え、一八六九(明治二)年には、溜池一二、野井戸二二、三六、淵八六が存在した。

まず、同村の階層構造を検討したい。【表3】は、一九世紀における同村の持高別階層構成表である。ここから、三石以下

表4 1871(明治4)年岡村持高別階層構成表

所持石高	人数	階 層	農業経営者(うち兼業者)
①20石以上層	12名	豪農・地主・村役人層	12名(5名)
②10~20石層	13	小地主・自作上層	13 (4)
③ 5~10石層	18	自作・自小作上層	18 (5)
④ 2~ 5石層	22		22 (8)
⑤ 0~ 2石層	21		16 (6) 賃稼3名
⑥無高I	38	専業小作人層	38 (0)
⑦無高II	16	兼業小作人層	16 (16) 職人・小商人を兼業
⑧無高III	23	農業賃稼層	0 (0)
⑨無高IV	9	毛綿賃稼・糸稼層	0 (0) いずれも戸主は女性
⑩無高V	1	小作人兼毛綿賃稼	1 (1)
⑪無高VI	8	職人層	0 (0)
⑫無高VII	3	その他	0 (0)
計	184		136 (45)

注(51) 津田論文にもとづき作成 表3とは数値に若干の違いがある。

の小高持層が無高になっていき、幕末には全戸数の五、六割が無高となることがわかる。

一八七一(明治四)年における村人の存在形態を、さらに立ち入って見ようとしたのが【表4】である。ここでは、所持石高と経営内容から村人を一二階層に分類しているが、そこから無高層九八人中五五人(五六パーセント)が小作人として農業経営に携わっていること、この五五人と土地所持者中の農業経営者八一人とを合わせると全村人の七四パーセントが農業経営者であり、したがって村人の四分の三が多かれ少なかれ水利の問題に直接関わっていたということがわかる。一八六五年の用水に関する村議定には、村役人を除いて一二一人が連印しているのである。⁽⁵²⁾ 幕末維新期の岡村では、脱農層が全体の四分の一を占め、いわば「内なる都市的要素」が増加しつつあったが、いまだ少数派であった。

次に、岡村で最大の豪農岡田家の経営について検討する。同家は、一八一六年一〇一石五斗、一八五八年二七石八斗余、一八六四年三一八石七斗余と一九世紀に所持石高を増やしており、一七九〇年代(寛政期)頃から庄屋を務めていた。同家は、

農業、質屋、古道具・古手売買を営み、農業においては、一八五〇年代（安政年間）以降、二町歩規模の手作地（全所持地の一割程度）を維持して棉や稲を作りながらも、次第に小作地の比重を大きくしていた。

岡田家の所持地は、一八四〇年代以降、藤井寺・嶋泉・林・大井・沼・野々上・小山各村などに展開しており、それにもなって小作人にも他村の者が含まれてくる。一八四九（嘉永二）年の他村の小作人は、津堂・沢田・藤井寺・小山・野中などの村々の者たちであった。また、一八四六年に同家が金を貸し付けた範囲は、藤井寺・小山・道明寺・沢田・林などの王水樋組合村々を含みつつも、それを大きく越えて、和泉・大和両国を含む三〇か村ほどに拡がっており、その多くは村々の豪農たちとの金融関係であった。岡田家が村を越えて取り結ぶ諸関係は、水利組合や幕領組合村などの、この地域で基幹的な村連合の範囲とは一部重なりつつもズレており、そこに濃密な相互関連性を見出すことはできない。

ところで、岡田家は、幕末においても二町ほどの手作地をもって、米・棉作を行い、一定の収益をあげてはいたが、一八五七年の経営帳簿からは、同家が、手作経営において、生産者としての立場を全くとっていないことが明らかである。地主の考え方の基礎には、自作地を含む全所持地を小作料実現の源泉と見る利貸商人の論理が貫徹しており、そこには水利をも含む生産諸条件を質的に改革して、主体的に農業生産力の上昇を図ろうとする姿勢は希薄である。

岡田家の小作人は、一八四九年に村内で九二人、全戸の約半数に及び、その五四パーセント余が無高である。無高を含む小作人の中核部分は、自作・小作の農業のみによっては再生産が不可能であり、糸稼ぎなどの賃稼ぎや奉公人放出などによって、生計の大部分または一部を補わざるをえない。ただ、一八五二〜六八年にかけて、下層農民ほど、小作人の数でも、小作規模の上でも、地主小作関係への依存度を強めており、ここから岡村の下層民が一路脱農化に向かったわけではないことがわかる。

以上のことから、幕末期に岡田家が村内・村外で取り結んでいた地域の相互関係は、商品生産への吸着、地主小作関係、雇傭労働の三つの要因から成り立っていたといえる。このうち、雇傭労働を通じての村・地域との関係は、手作経営に発展的展望がみられない以上、大きな拡がりをもつとはいえない。商品生産支配と地主小作関係とは、金融関係ということで共通しており、商品生産への吸着は、村々の豪農たちへの金融による間接的吸着が主な方法であった。とすると、岡田家が、村・地域で抱える最大の直接的な矛盾とは地主小作関係であったといつてよい。

この矛盾の発現として、一八六七年には、前年の凶作で諸物価とりわけ米価が高騰したため、小作人たちが集会をもち小作料減免を要求する村方騒動がおこった。この騒動に参加した八九人の小作人のうち、二石以下層・無高層が大部分を占めていた。⁽⁵³⁾ 次の【史料8】は、騒動の後で、小作人たちが村役人に、謝罪の意を込めて差し出した規定書である。

【史料8】⁽⁵⁴⁾

規定書

岡村

規定一札之事

一、去寅年^a小作年貢之儀例年之通御村方并ニ高持衆中御示談之上御上様御引方被下置候ニ付、小作方之儀も相応之引方御取極之上、百姓代々御申渡被下候処、心得違ニ而氏神又ハ道場等江寄集り無体之儀申張、極月下旬ニ至迄年貢米不相納、剩多人数申合信楽御役所江出願可仕杯申立、小作人共笠木宿迄罷出候処、肝煎一同呼戻し参一同帰村仕候儀ニハ御座候得共、右体之所業ニおよび候段達御上聞此度御出役之上、御聞込之趣を以重立候善助・善

左衛門・庄右衛門・作兵衛・吉兵衛・九郎兵衛・磯右衛門・三左衛門・清兵衛・吉兵衛・利八・六左衛門・武兵衛右十三人御吟味中手鎖被為仰付、伝右衛門・愛助・卯右衛門・定右衛門・丈助・七左衛門・佐右衛門・新七右八人村預ケ被為仰付、追々御吟味可相成旨承知仕一同重々奉恐入候、右ハ全私共儀も同様何事をも不相弁、右体不筋之寄合等いたし剩多人数不容易所業ニおよび候次第、今更先非後悔仕一言之申訳無御座、此上嚴重之御吟味奉受候而者何共奉恐入、段々御村方江取捨^{つと}り候ニ付、此上之御吟味御赦免之儀御願立被下候段一同忝奉存候、依而者向後際立風儀相改、都而之儀急度相慎候規定左之通

一、下作米納方は迄不埒之者有之右ニ准シ等閑ニ相成候間、此後相改取入之上曰摺仕候ハ、早速内斗地主江持參可仕、綿方蔵付之儀も同様八月ノ可成丈ケ相納可申事

一、御免割之節用捨弁ニ直段等御評談之上百姓代ノ披露被下候上考、極月廿日限ニ無滞皆済仕候筈一同急度可相心得事

一、都而年貢筋皆納不相濟内ハ、米金共猥ニ外方へ相渡候儀ハ決而不仕事

一、小作方之儀者勿論其外何事ニ不限御村方ノ相触無之儀ニ猥ニ寄合いたし候儀堅仕間敷候、且是迄寄合不參之者過怠錢為出、又ハ町刎^は杯与申不埒之儀急度仕間敷事

一、何事ニ不依村方御示談之上御取極被下候儀ハ、御村方御申渡之通嚴重ニ相守可申事

右之通今般規定相立候ニ付、御役所表江御詫立被下御吟味御赦免被成下候、然ル上ハ前ケ条之趣一同堅相守可申候、万一此後規定相背候もの有之候ハ、如何様共御取斗可被下候、其節一言之申分無御座候、依之一同規定書調印仕候処如件

慶応三卯年

岡村 小作人

八月

九郎兵衛

村方

(以下八八人連署、略)

御役人中

【史料8】では、傍線部aにあるように、小作料が村によって統一的に決められていたこと、傍線部bのように、小作人側も「町刎」という村八分的な制裁を背景にもつことで結束を維持していたこと、地主小作関係を律する規定書が村役人に宛てて出されていること、などが注目できる。すなわち、当時の地主小作関係は、地主と小作人との純粹に個人的な関係ではなく、村やその中の町といった共同体的枠組みを通して実現されていた。

この点は、村外の所持地における地主小作関係でも同様であった。岡田家がかなりの小作地をもつ大井村(宛高一五〇〜一九〇石、【図1】参照)では、小作人のうちから選ばれて小作地・小作人を管理する支配人と、それとは別個に小作人惣代とがおかれていた。そして、小作料の減免は、大井村の村役人、岡田家、支配人、小作人惣代らの詮議によって決められていたと思われる、ここでは地主の恣意は大きく制約されていた。

こうしたあり方について、佐々木潤之介氏は、そこに地域における新たな経済関係の展開、すなわち豪農の新たな地域的社會権力としての成長を展望しうる、と評価している⁽⁵⁵⁾。しかし、私は、上述の事態は、村落共同体に依拠して自らの生産と生活を守ろうとする小作・貧農層と、多かれ少なかれ彼らに配慮しつつ行動する村役人・支配人によって、村外地主の恣意的な小作地経営が掣肘されていることを示しており、きわめて近世的なありようだと考える。岡田家は、共同体的関係に配慮することで、小作地経営の安定化を図っていたのである。

むしろ、こうした関係を廃して、小作人支配の一層の強化を図ることこそが、豪農の「反民衆的な新しさ」だといえようが、豪農経営を発展させつつある岡田家でさえ、そのような「新しさ」は実現しえなかったのである。逆に、同家系図には、幕末の当主伊左衛門が水利に多大の関心を寄せ、村の溜池の造成や用水路の整備を行ったことが記されている。⁽⁶⁶⁾これは地主小作関係が孕む矛盾への同家の対応形態であり、村役人としての責務でもあった。

(4) 誉田村の社会構造と豪農弥三右衛門家⁽⁶⁷⁾

誉田村は幕領で、一八三八年に村高九一五石ほど、反別七六町一反余、家数二〇〇軒、人数七八二人であり、東高野街道に面して街道筋特有の諸営業が多数成立していた【表7】参照。同村の水利系統は、四〇パーセントを河川灌漑（王水井路、大乗川井路）に、三〇パーセントを溜池灌漑（池三か所）に依存し、三〇パーセントは天水場であった。同村は、中央南北に屋敷地・畑地が広がり、河川灌漑地域は同村の北西部と西部、溜池灌漑地域は南西部、天水場は北西部と北東部にあった。同村では、田方棉作を含む広範な棉作を基盤として、綿加工工程が農業と結びつき、村人たちは農産物および農産物加工品の恒常的な販売によって経営を維持していた。

では、村内の階層構造を検討しよう。【表5】は、一八四五年における誉田村民の土地所有規模と経営規模の相関関係を示したものである。両者の間には明らかな乖離が見られるが、これは地主小作関係の広範な展開の証左である。同年の小作地率は四一・四パーセントの高率に達していた。【表6】は、同年の経営規模別階層構成を示したものである。まず、無耕作層は農業生産から遊離して、農業外諸営業に従事する層である。こうした用水と関係をもたない経営が一定の比重を占めている以上、村をあげての用水問題への対応は難しくなる可能性が生じてくる。しかし、無耕作層が全戸数の二割にすぎないこともあって、幕末段階においてそれはいまだ可能性の域に留まっていた。したが

表6 1845(弘化2)年の菅田村経営規模別階層構成

	戸数		専業農	兼業農	所持面積		耕作面積		小作地率	貸付地率	出奉公均
					百分比	一戸平均	百分比	一戸平均			
無耕作	戸32	%20	戸1	戸15	%6.4	反0.9	%—	反—	%—	%100	人0.21
4反以下	戸67	%41.9	戸22	戸45	%22.9	反1.6	%24.5	反1.9	%53.8	%45.3	人0.31
4～7反	戸42	%26.3	戸26	戸16	%25.1	反2.8	%40.7	反5.1	%48.9	%14.5	人0.07
7～10反	戸10	%6.2	戸8	戸2	%9.6	反4.5	%15.2	反7.9	%43.9	%0.4	人0.1
10反以上	戸9	%5.6	戸8	戸1	%35.6	反18.8	%19.6	反11.5	%9.1	%37.9	人—
計	戸160	%100	戸64	戸79	%100	反2.9	%100	反3.2	%41.4	%34.0	人0.2

注) 小作地率は総戸数160戸の耕作面積に占める小作地率。貸付地率は所持面積中に占める貸付地率
注(38) 葉山著書321頁より転載

さて、菅田村では、田方棉作は稲棉輪換作(同じ田に稲と棉を隔年に作付けする)のかたちでなされ、さらに、棉作付地は、水掛りの単位を基礎にして複数の耕地片がひとまとまりになり、年々その場所を変えている。そこには棉作付地の集団性と移動性が現れている。そして、「零細錯圃制」という耕地条件のもと、互いに隣接する耕地の所持者・耕作者が違うにもかかわらず、棉作付地が集団をなして稲作付地と交還するために、直接的には隣接する耕地の所持者・耕作者相互間で、最終的には村レベルで、その年々の棉作付地を画定するための協議が必要であり、そこでは個々の農民による自由な棉作付地の選定は制約されざるをえない。

次に、同村の豪農弥三右衛門家の経営をみよう。同家の所持石高は一七九〇年代(寛政期)～一八二〇年代(文政期)に五〇石前後、一八三〇年代(天保期)以後六〇石前後で、村内最高の石高所持者であり、庄屋または年寄を務めていた。一八四五年には所持地面積四町四反のうち二町一反が手作地で、手作規模も村内最大であった(安政期まで手作規模は変わらず)。同家手作の棉作付地は、先にみたような村レベルでの棉作団地の移動にしたがって、貸付地と手作地の振り替えをとめないながら移動した。すなわち、同家は、その年に村レベルで棉作付地と決め

表7 1845（弘化2）年菅田村の農外諸営業

余業種類	作付面積												
	無 耕 作	1 反 未 滿	1 反 以 上	2	3	4	5	6	7	8		9	10
綿 打 職 紺 屋 こ ん や 手 も め ん 商 人			1	1	2	1							5軒（6人）
商 人 宿 駕 籠 屋 風 呂 屋 煮 売 商 内 菓 物 売 持	2	1											3
小 売 米 屋 小 売 醬 油 屋 豆 腐 屋 こ ん に や く 屋 小 売 酒 屋 荒 物 屋 小 間 物 屋 煙 草 屋 米 搗 職 大 工 職 木 挽 職 樽 屋 職 た た み 職 轡 鍛 冶 職 農 鍛 冶 ・ 金 物 屋 質 屋 古 道 具 屋 売 菓 屋 医 師 寺 子 屋 す 物 師 す 物 担 売 酢 作 ・ 焼 酎 楚 足 役		1					1						2
			1					1					1
			1		1								1
			1	1									3
			1	1									4
						1	1						2
							1						1
	8	9	4	1	1	2	2	1					28（37人）
					1							1	2（3人）
		1	1										2
		1											1（3人）
		1			2								3（4人）
		1						1					2
						1							1
			1	1	1	1		1					5
	2			1									3
	1			1									2
	1												1
		1											1
		1		2									3
						1							1
		1											1

注（ ）内の人数は1軒の内に2人以上の職人を有する場合

注（38）葉山著書322頁より転載.

られた耕地群の中にある自己の貸付地を小作人から取り上げて手作地とすることによって、毎年一定の棉手作地を確保していたのである。地主経営が棉手作地を連年確保できるのは、小作経営の自主的な耕地利用を否定しているがゆえなのである。そして、地主経営が立脚する耕地・水利条件は従来のもので変わりなく、そこから生み出される制約に対抗してそれを変革する方向に進んではいない。それは、「零細錯圃制」に自己を適合させた地主経営のあり方だといえる。こうして、「零細錯圃制」を揚棄して生産力発展をめざす方向性を地主経営の中に見出すことはできず、かろうじて、発展しつつある自作農経営の中にその客観的可能性を見出しうるが、それも幕末期においてはいまだ可能性の域に留まっていた。これが、幕末期の地域的水利秩序を考える上での生産力的前提である。豪農経営の中に、水利秩序の質的改変への積極的契機を見出せない点では、弥三右衛門家と岡田家は共通している。

弥三右衛門家は、スケールの点では岡田家より数段小さく、その分手作地主の性格が強かったが、それはそれで棉手作地確保のために小作人を犠牲にするというかたちで、地主小作関係の矛盾を深めていた。一八六八年には、誉田村の小作人たちが小作料減免を村役人に願い、さらに四〇〇〜五〇人が大坂の代官所に強訴に及ぼうとしており、このことは、誉田村でも、岡村同様、幕末期に村内の最大の矛盾が地主小作関係をめぐって存在したことを示している。また、村外との関係では、誉田村は、一八二三年、一八五三〜四年、一八五六年の三度にわたって、他の王水樋組合村々と用水争論をおこしている。そして、そのさなかの一八五五年に作成されたのが【史料9】である。

【史料9】⁽⁸⁸⁾

乍恐以書附ヲ御願奉申上候

当村兼帯庄屋猪重郎儀、此度退身仕度趣ヲ以、村方ニ而跡役之者取極具候様被申出候ニ付、私共儀ハ別紙願書之通、

先庄屋定助倅定之助ト申者、跡役為相勤申度奉存候得共、村内ニハ年寄弥三右衛門倅太郎兵衛江為相勤可申様申立候者も御座候ニ付、小前一統人氣一丞不仕^(定カ)双方共印形不足ニ御座候、元来私共存心ハ右太郎兵衛儀年寄兵次郎と從弟之間柄ニ御座候、尚又百姓代之内ニも為助・治郎兵衛・藤三郎右三人之者共も多郎^(ツツ)兵衛親類ニ付、村役人中身内斗リニ而ハ村方諸勘定等何共無心元奉存候ニ付、無縁成定之助江跡役為相勤多郎兵衛儀年寄役為相勤候ハ、双方相互ニ目附ニ而村方小入用銀等成丈ケ減方ニ相成候哉ニ奉存候、第一当村用水引取方之儀ハ八ヶ村立会ニ而則水上御座候処、近年來早魃打続キ候故、水下七ヶ村ノ年々種々目録見ヲ付、新起成事而已申出、其時々返答ニ迷惑仕候ニ付、村役人不入ニ而ハ迎も右引合等も難行届キ奉存候間、此上之儀ハ定之助・兵次郎・太郎兵衛右三人諸事申談相勤呉候得ハ、急度村方小前為筋ニ相成候哉と乍恐奉存安心仕候ニ付、何卒厚御憐愍ヲ以、右願之始末御賢察被成下格別之御勤弁ヲ以村役人御召出之上、前書之趣御利解被 仰聞、村方平和ニ相治り候様被為 仰附被 成下度乍恐以惣代ヲ御願奉申上候、右御聞濟被為 成下候ハ、小前一同永統之基ト広太之御慈悲難有仕合ニ奉存候、以上

安政貳年卯十月廿八日

御支配所

河州古市郡萱田村

六十三人連印總代

利兵衛 印
善右衛門 印
九郎兵衛 印

大津

御役所

利 助 印
卯 兵 衛 印

【史料9】は庄屋の退役と後任の選定に際して作られた史料だが、傍線部にあるように、小前六三人が跡役の庄屋には用水争論を勝ち抜けるような人材を選んでほしい旨、代官所に願っていることがわかる。用水組合における村役人の行動は、小前層の意向に規定されていたのであり、こうした状況下で、弥三右衛門家は一八六二年以降庄屋を務めるのであった。

(5) 小 括

ここで、本章で述べた内容をまとめておこう。

① 幕末期の豪農経営は、金融活動と小作地経営を主軸に展開され、手作地経営にかける比重は相対的に小さかった。そのため、近世的な土地利用形態・水利秩序の質的変革へは向かわず、基本的にその枠内で、溜池の造成や棉手作地確保などの対応を行っていた。

② 小前・貧農層は脱農化の方向性を示しつつあり、こうした村の「内なる都市化」は、共同体を徐々に解体に導く重要な変化である。ただ、そうした動きは直線的には進行せず、幕末段階においては、村人の多くが程度の差はあれ、農業経営に従事し用水利用に直接関わりをもっていた。小前層は、村の枠に依拠して、小作料減免や用水確保を

図ること、自らの商業的農業生産を維持・発展させようとしていた。

③ ①、②から、豪農と小前・貧農層との矛盾は、地主小作関係の側面において最も鋭く現れることになった。

④ 豪農経営は、村を越えて展開するが、それと組合村の領域とは重なりつつもずれており、相互の内的関連性も薄い。したがって、豪農経営の展開が即組合村（この場合は用水組合）の内部秩序の変容には直結しない。

また、豪農は、従来の水利秩序を前提としており、私的利益のために近世的水利慣行を根本から改革しようとする動機はもたない。一方、【史料9】で小前層が用水争論をたたかえる村役人を要請しているように、村人たちの政治的成長も、豪農が用水組合の運営において私的利益を前面に出すことを許さない。

⑤ ④で述べた両方の要因が相まって、豪農が村役人として用水組合の運営に参加する時には、基本的に村人たちの意向を代弁しつつ、村役人集団として村々の利害を調整することになるのである。豪農は、政治的主体と経済的主体として二重化していくといってもよい。

近世後期の王水樋組合は、組合の内外で争論を繰り返しながらも、基本的には一七世紀に定まった水利秩序を維持していた。しかし、そのことは、村や地域が全体として停滞していたことを示すのではなく、村や地域において多様な変動がおこりつつも、その変動が、水利に関しては大枠において従来のあり方を維持するような質のものであったということなのである。

地域的集団に大きな変化がみられないからといって、それを研究することが無意味だとしてたり、無理やり変化の方向を見つけたさうとするのではなく、地域や村の内部の変化を丹念に分析し、その上で、それが地域的集団の変容に直結しないのはなぜかを考える必要がある。その際、生産力・個別経営・階層構造を基礎におきつつ、村や地域の政治過程を考察することが、地域史の方法として重要であろう。

おわりに

本稿では、一章において、中・近世移行期を扱い、中世後期に成立した村と村連合が、近世においてはより深みをもって内実化したこと、その意味では近世は一面で組合村の時代とよびうることを、そして内実化の過程で無視しえない変化も生まれたことを述べた。二章では、しかし組合村論≠地域論ではなく、地域論としては、豪農、小前・貧農層、脱農層などからなる社会構造をおさえた上で、組合村など村を越えた諸関係と、個別領主・国家の役割とを検討し、それら諸要素の関係構造を、相互の位相の差にも留意しつつ総体として明らかにする必要のあることを述べた。事例とした畿内の地域的特質など論じ残した点が多いが、今後の課題としたい。

- (1) 近世地域社会論の研究史については、渡辺尚志『近世の豪農と村落共同体』（東京大学出版会、一九九四年）、志村洋・渡辺尚志「近世地域社会研究の現状と課題」（渡辺編『近世地域社会論』岩田書院、一九九九年、所収）を参照。また、最近の実証的成果としては、『近世地域社会論』所収の諸論文や、志村洋「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」（『歴史学研究』七二九号、一九九九年）などがある。
- (2) 吉田伸之「社会的権力論ノート」（久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力』山川出版社、一九九六年、所収）。
- (3) 王水樋組合を扱った先行研究として、津川正幸「近世灌漑水利に関する研究（其の二）」（『関西大学経済論集』六一三、一九五六年）がある。また、本稿で用いる史料は、河内国丹南郡岡村岡田家文書、同国同郡野中村林家文書、同国志紀郡小山村小泉家文書などである。
- (4) 藤木久志『村と領主の戦国世界』（東京大学出版会、一九九七年）。

- (5) 水本邦彦『近世の郷村自治と行政』（東京大学出版会、一九九三年）。
- (6) 注(4) 書はしがきii頁。
- (7) 野中村林家文書、水利・土木B二九。なお、本稿で用いる諸家文書の史料番号は藤井寺市史編さん室作成の目録におけるそれである。
- (8) 林家文書、水利・土木B五一①。
- (9) 同右。
- (10) 林家文書、水利・土木B三一。
- (11) 寶月圭吾『中世日本の売券と徳政』（吉川弘文館、一九九九年）。
- (12) 注(10) に同じ。
- (13) 『藤井寺市史』（以下『藤』と略す）第六卷 史料編四下（藤井寺市、一九九〇年）五九二頁。
- (14) 林家文書、水利・土木B四四②。ここでは領主による新規の行爲も批判されている。
- (15) 小山村小泉家文書。注(3) 津川論文所載のものを原本により一部訂正した。
- (16) 一六七二年の争論（後述）における七か村側の主張の中には、「寺中之竹かきほそき木用水之かよひニ成申処ハ、小山村又助・又右衛門・六兵衛見をよひ相談いたしさらへ普請仕候御事」（小泉家文書一八一四―一七）とあり、六兵衛の主張を裏付けている。また、一六七二年「王水樋間数覚書」（『藤』第六卷 史料編四上、五七二―三頁）においても、庄屋ではない六兵衛が署名している。同年、六兵衛は年寄であった（同前五七三頁）。
- (17) 一六五四（承応三）年の史料にも、「昔此井路八幡之御まゝにて御座候」とある。
- (18) ここでいう七か村とは古室・沢田・林・藤井寺・北岡・南岡・小山各村を指している。
- (19) 菅田八幡宮文書。『羽曳野市史』第五卷 史料編三（羽曳野市、一九八三年、以下、『羽』と略す）三六九―三七〇頁に収録。
- (20) 注(3) 津川論文所載のものを原本により一部訂正した。

- (21) この点は、一六二七年の古室村の主張と同じであり、一六三二年の対立が、一六二七年のそれと同様の性質のものであることを示している。当時、古室村三一〇石のうち二〇〇石余が出作地であった。
- (22) この史料は、同年、古室村が、番水で自村の番の時、他村からの出作地には引水させず、これは七か村の通例だと主張したのに対して、八幡宮がそれは「新儀」であり、古室村の水番の時には他村の出作地にも引水させてきたとして、幕府代官末吉孫左衛門に訴え出た際、組合村々に番水慣行について尋ねたのに対する回答である。
- (23) 当時、古室村は八幡宮社領と幕領の相給であったが、出作地に引水させないのは社領・幕領に共通であった。また、出作百姓の領主はいずれも八幡宮ではない。こうした状況下で、出作百姓や彼らの属する村々が幕府に訴え出るというのではなく、この件には部分的に関わるに過ぎない八幡宮が、古室村を訴え出て、さらに村々の用水慣行の調査まで行っているのである。これは、戦国期以来の王水樋組合に対する八幡宮の影響力が、この時期まで一定存続していることを示している。
- (24) この点は、八幡宮側も同様に述べており、事実であろう。また、一六二九(寛永六)年の別の史料(『藤』第六卷 史料編四下、六頁)に、「菅田八幡宮王水と申井地」とあるように、王水井路という名称自体が八幡宮に由来しているのである。
- (25) 一六六九(寛文九)年には、組合村々が、樋の入用銀はじめ「用水之儀ハ先規之ことくに互ニ可仕候」ことを取り決めた申合書を作成している(『藤』第六卷 史料編四下、一四〜一五頁)。この申合書は、一八九二(明治二五)年において、「此書一通現今王水樋組合各村中ニ存在スル要書中最旧ノモノ也、……大切ニ所蔵ス可キモノ也」とされているものである(『藤』第六卷 史料編四上、五七二頁)。また、一八二五(文政八)年の用水争論の際に提出された証拠書類の中で最も古いものは承応年中(一六五〇年代)の訴状の写であり、次いで寛文年間(一六六〇〜七〇年代)の諸史料であった。そして、その時点で、一六二五(寛永二)年の組合八か村と碓井村との用水争論の際の関係史料は見あたらない旨、組合村々が述べている(小山村小泉家文書、文政七年「王水井路碓井村領ニ而用水妨出入諸書付控 式番」)。
- (26) 直接訴えられたのは、古室・沢田・林の三か村だったが、藤井寺・岡・西岡・小山各村は古室村などの側に立ち、菅田・碓井両村は八幡宮の側に立った。
- (27) 菅田八幡宮文書。『羽』三七二頁に収録。

- (28) そうしななければ、「御田地日損」、「百姓迷惑」となるし、八幡宮側の言い分こそ「新規成儀」なのだから、「先規之通」に我々の主張を認めてほしいというのが三か村側の立場であった。
- (29) 小山村小泉家文書。『藤』第六巻 史料編四下、一八頁に収録。なお、大坂町奉行所に出訴された争論が、なぜ京都町奉行所で裁許されたかは不明である。正規の管轄役所に回されたということであろうか。
- (30) 小山村小泉家文書、文政七年「王水井路碓井村領ニ而用水妨出入諸書付控 式番」。
- (31) 佐々木潤之介「一七世紀中葉 畿内河内農村の状況―慶安二年「下作あて帳」を中心に―」（永原・稲垣・山口編『中世・近世の国家と社会』東京大学出版会、一九八六年、所収）。
- (32) 『藤』第六巻 史料編四上（藤井寺市、一九八三年）五八四頁。
- (33) 同右一四五〜八頁。
- (34) 小山村小泉家文書、五九一〜三十四。
- (35) 小山村小泉家文書。注(31) 佐々木論文に収録。
- (36) 志紀郡小山村の庄屋を務めた小泉（次郎兵衛）家は、一六四七（正保四）年に八五石余、一六七八（延宝六）年に七三石余の持高があり、農業（自作・小作）・金貸・米販売などを生業としていたが、小泉家の米の販売先は、太田・野々市・古市・平野郷などの各村であり、金融関係を結んでいたのは大井・津堂・嶋泉・沼などの各村民であった。これらは、いずれも、水利結合を含む当時の村連合の範囲とは一致していない。
- (37) 【史料6】参照。なお、西岡村は近世後期の史料には出てこない。
- (38) 葉山禎作『近世農業発展の生産力分析』（御茶の水書房、一九六九年）第二章。
- (39) たとえば、一八六九年の岡村においては、王水川入用割は村高割であり、さらに他の池川普請土俵代、大工賃錢、池川破損繕い人足賃なども、村小入用の一部として、やはり村高六六三・五五七石へ高割されている。ただ、少量の米が、王水掛・陵池掛などとして、関係田地所持者のみの負担となっている。
- (40) 深谷克己『百姓成立』（塙書房、一九九三年）。

- (41) 『藤』第六巻 史料編四下、一九頁。
- (42) 川島孝「近世用水争論の解決過程」(大阪府立大学『歴史研究』一六、一九七四年)。
- (43) 村田路人「近世広域支配の研究」(大阪大学出版会、一九九五年)、岩城卓二「近世村落の展開と支配構造」(『日本史研究』三五五号、一九九二年)、同「近世中後期の村社会と郷宿・用達・下宿」(藪田貫編『民衆運動史三 社会と秩序』青木書店、二〇〇〇年、所収)、など。
- (44) 注(43) 村田著書。
- (45) 平川新「紛争と世論」(東京大学出版会、一九九六年)。
- (46) 近世中・後期の用水組合における変化として、一つの用水組合を越えたより広範囲の地域における一般原則とでも言えるようなものが成立してきたことが指摘できる。たとえば、用水争論にかかった費用の負担方法については、訴訟方・相手方双方の村数にかかわらず、費用は二つ割りにするということが一八世紀後半には通例となりつつあった。しかし、それが絶対的な規範とまではなっていなかったことは、一七八四(天明四)年の王水樋組合八か村と古市村との争論において、訴訟費用を八か村側は訴訟方・相手方双方で折半に、古市村は九か村の惣高割にすべきことを主張して争い、扱いに入った各村の用聞も八か村側の主張が一般性をもつことを認めつつも、最終的には惣高割で負担することで決着したことをみてもわかる。
- (47) 以上の点は、拙著『江戸時代の村人たち』(山川出版社、一九九七年)において、信濃国諏訪郡を事例に述べたところと共通している。
- (48) 藪田貫「国訴と百姓一揆の研究」(校倉書房、一九九二年)六八頁。
- (49) 小泉家文書、水利・土木B一般六四。
- (50) 中村哲「日本初期資本主義史論」(ミネルヴァ書房、一九九一年)第五章。
- (51) 本節の叙述は、佐々木潤之介「幕末期河内の豪農」(同『幕末社会の展開』岩波書店、一九九三年、所収)、菅野則子「封建制解体期畿内農村の構造」(同『村と改革』三省堂、一九九二年、所収)、津田秀夫「幕末・維新期の農村構造」(同『幕末社会の研究』柏書房、一九七七年、所収)に大きく依拠している。なお、岡田家は、かつて津田秀夫氏が同家の文書中から

「国訴」の語を発見したり、佐々木潤之介氏が同家を事例に社会的権力概念を提起したりした、研究史上著名な家である。

(52) 岡村岡田家文書、慶応元年「規定書之事」。

(53) 無高の半数近くが小作人ではなく、彼らの多くは奉公人として労働力を販売したり雑多な生業を営んでいた。

(54) 岡村岡田家文書。注(51)菅野著書八八〇頁に収録。原本により一部訂正した。

(55) 注(51)佐々木著書二六七〜二七一頁。

(56) 幕末の当主伊左衛門の系図には、「晩年最留心于水利、穿池鑿溝、其益将来頗多、是以村民感其徳」とある。注(51)

佐々木著書二八九頁参照。

(57) 本節の叙述は、注(38)葉山著書第四章に大きく依拠している。

(58) 野中村林家文書、『藤』第八巻 史料編六(一九八九年)八七〜八頁に収録。なお、当時野中村は幕領で、大津信業代官

の管轄下にあった。

(付記)

本稿は、第三三回歴史科学協議会大会(一九九九年九月二六日、於早稲田大学)における報告内容をベースに成稿したものである。大会報告に対しては、『歴史評論』五九九号(二〇〇〇年三月)の誌上において、いくつかの批判がよせられているので、ここで答えしておきたい。

私は、大会テーマ「方法としての地域」を問題にするにあたっては、自分なりの方法で特定の地域を具体的に分析することでその有効性を検証し、その方法が他の地域を分析する際にも広く応用可能なものであることを示そうとした。抽象的な一般論や、研究史整理に終始するのではなく、またあちこちの事例を自分に都合よくつなぎ合わせるのでもない、具体的対象に即した地域像の提示を意図したのであり、それが「方法としての地域」を論じることになる

と考えた。

また、私は、近世の村落部を対象として地域を論じる際には、組合村論の批判的継承が不可欠であると考えている。組合村論を飛び越えてより抽象度の高い議論にのみ依拠したり、組合村論との接点なしに立論したりすることは避けようとした。

以上を前提に、報告では次の二点に留意した。①百姓の経営や村落構造の分析をふまえて、それと村を越えた地域的結合との相互関係を明らかにしようとした。「家」や村の深みから、生産点に立脚しつつ地域を捉えようとしたと言ってもよい。また、地域的結合関係を組合村に一元化せず、豪農を核として取り結ばれる多様な諸関係にも目配りした。②近世史研究者の側からのアプローチが少ない、中・近世移行期から近世前期の地域社会の変容過程について分析することで、地域を変化の相において把握しようとした。

①に関連して、荒武賢一朗氏は、「(渡辺報告が)結果的に久留島浩、藪田貫氏などが提起した論理と同様ではないか」との大会当日の発言に共感し、「組合村や村連合についての研究史が触れられるべきではなかったか」とも述べている。私が、あくまで①で述べた点を基軸に据えつつも、組合村論を批判的に継承しようとする立場から、村連合の問題を報告の一つの柱としたことは事実である。しかし、次の点が組合村論とは異なる。

久留島浩氏は、個々の郡中惣代・惣代庄屋の経営内容や、彼らが村内外で取り結ぶ諸社会関係について、個別の「家」や村に即して分析してはいない。これに対して、私は、①で述べたように、まさに個別の「家」や村の分析から地域論を立ち上げようとしている。また、藪田貫氏は、国訴の分析にあたって、農民諸階層のそれぞれの利害や村方騒動を、国訴惣代制とは直接結びつくものではないとして、検討対象からはずしている(注(48)藪田著書九四〇―九五頁)。本稿でも、豪農の経営や村内部の動向と用水組合の動向とは必ずしも直接には連動しないことを述べた。

しかし、私は、そのことの指摘にとどまらず、直接に連動しないことの意味を、経営や村のありように立ち入って考察しており、その点が藪田氏とは異なっている。

以上述べたように、どちらの方法がより有効かという議論はここでは措くとしても、私が久留島・藪田両氏と異なる方法をとっていることは明らかであり、両氏との違いがわからないとの批判は当たっていない。また、これまでの研究史の整理とそれに対する私の立場については、注(一)に掲げた文献の中で既に述べており、それが報告の前提であった。ちなみに、上記のような方法に基づく実証的研究は、志村洋氏の研究(注(一)参照)などまだわずかであり、その点でも報告の意味はあったと考えている。

次に、伊藤順二氏は、大会当日の住友陽文氏の「論じられていたのは『方法として』ではなく『対象としての地域』だったのではないか」という発言を肯定的に紹介し、坂本昇氏も同様のことを述べている。しかし、私は①で述べたような自分なりの方法論的自覚をもって具体的な地域分析を行ったのであり、「方法を論じていない」との批判的射てはいいない。

私の報告に対して、一番内在的なコメントをよせられたのは大塚英二氏であった。氏のコメントは、①今回の報告で私が中・近世の連続性を強調したのは、拙著『近世の豪農と村落共同体』での見解と齟齬するのではないか、②報告の内容がどれだけ一般化できるのか、③豪農経営における矛盾が用水組合の内部秩序に連動することはないのか、④地域を総合的に把握するには、水利関係以外に、地域内の産業構造や金融関係、都市的要素のあり方など、様々な要素を考慮しなければならない、といった諸点が中心であった。

①について。拙著では、当時の研究の進展状況に規定されて、関東の領結合を中心に一七世紀の地域を論じたため、今回の報告で畿内の水利組織の検討から得られた結論とは若干異なる内容となっている。それは、対象とする地域お

よび村連合の性格が異なっているがゆえの相違であり、自説を自己否定したわけではない。②について。①とも関連するが、各地域の特質を重視すべきだという大塚氏の意見に賛成である。地域論とは、かけがえのない地域の個性を明らかにすることであり、私も、報告の内容を安易に一般化するつもりはない。報告の内容・結論よりも、報告で用いた地域論の方法の一般的有効性をこそ主張したいというのが私の考えである。③、④について。これも大塚氏に基本的に同意する。③については、大塚氏が「豪農としてはむしろ旧来の水利秩序を維持することが矛盾の回避になる」と考え、積極的に維持する方向で関わっていたのではないだろうか」と述べているとおりであり、私も報告で、岡村の岡田家が、溜池の造成や用水路の整備を積極的に行ったことを述べた。

また、森下徹氏は、「さらにいくつかの複合的な視点を加えた分析」が必要であり、「地域社会を構成する諸要素を総体として構造的に把握することが、あらためて求められている」と述べているが、この点も異存はない。ただ、「(渡辺においては) わずかながらも存在する無耕作層の存在は必ずしも重要視されなかったようだが、もちろんこうした存在は共同体を解体に導く要素の一つとして注目されるべきだろう」と述べている点については、二章(5)小括で無耕作層の存在の重要性を私も既に指摘していることを付け加えておこう。